

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

商号 那覇市管工事協同組合
所在地 那覇市西3丁目4番5号
代表者 仲田 一郎

2 指名停止措置期間

令和元年12月2日から令和2年3月1日まで(3ヶ月)

3 指名停止措置の範囲

那覇市上下水道局が発注する全ての建設工事等(下請を含む。)

4 事実概要

那覇市管工事協同組合は、令和元年11月20日に執行された「令和元年度量水器購入(その2)」の指名競争入札で落札者と決定された。しかし、令和元年11月22日付、当組合より辞退届が提出され、正当な理由がないにもかかわらず契約締結をしなかった。

5 指名停止措置理由

「那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱」別表第3第2号に規定する措置要件に該当する。

《参考》那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱」別表第3

号	措置要件	期間
2	(落札者の契約締結の拒否等) 応札者が落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約締結をしないとき。(一般競争入札等の事後審査で故意に申請書類を提出しないで落札を逃れたと認められた場合を含む。)	当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内